

海外旅行に関する学内関係者への注意

(新型インフルエンザおよび鳥インフルエンザに関連して)

——新型インフルエンザ発生の可能性が高まりつつあることが、このお願いの理由です——

鹿児島大学保健管理センターからのお願い

- ① 高病原性鳥インフルエンザがヒトに感染したことが報告されている国への旅行、あるいは船舶による寄航は、当面、できる限り自粛してください。
- ② やむをえず該当地域へ旅行する場合は、予め保健管理センターにご相談ください。
- ③ やむをえず該当地域へ旅行する場合は、鳥類との接触などリスクの高い行動を避け、また、ヒトからヒトへの感染を含む予防に努めてください。
- ④ 該当地域から帰国あるいは留学し、発熱や咳などの症状が入国後1週間以内に出現した場合は、保健管理センターにお電話ください(099-285-7385)。適切な医療機関をご紹介します。

現時点では、鳥インフルエンザのヒトへの感染は散発的で、ヒトからヒトに高率に感染する新型インフルエンザの流行は確認されておりません。従って、現時点では、WHOも鳥インフルエンザ流行地域への渡航制限の勧告は行っておりません。

2005年11月 WHO

(各国政府への勧告について)

- ・ヒト感染症例が報告されている国々を含め、鳥における高病原性H5N1亜型鳥インフルエンザの流行がおこっている地区への渡航制限を勧告しない。
- ・H5N1亜型の流行地域からの旅行者に対するスクリーニングを勧告しない。

(旅行者への勧告について)

- ・旅行者に対して、旅行国では鳥インフルエンザウイルス感染のリスクの高い環境との接触を避けるよう勧告する。

上記勧告にかかわらず、鳥からヒトへの感染が確定した症例は増加傾向にあり、さらにこういった報告数は氷山の一角であることが予想されます。従って、ヒトへの感染例が報告されている以下の国々、あるいはその近隣地域に関しては、できる限り旅行を自粛するよう上記のようにお願いいたします。

(ヒトへの感染確定例が報告されている国：2006年の症例数が多い順)

- ①インドネシア②エジプト③中国・トルコ④アゼルバイジャン⑤タイ・イラク⑥カンボジア⑦ジブチ⑧ベトナム

平成18年12月11日(平成19年1月一部訂正)

鹿児島大学保健管理センター

(電話：099-285-7385)